

北上市告示甲第21号

北上市障がい児等保育事業費補助金交付要綱（令和7年北上市告示甲第130号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月18日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 保育士等 保育士又は<u>幼稚園教諭</u>の資格を有する者をいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、<u>障がい児等保育事業を行うために配置をした保育士等又は看護師等（市長が必要と認めたものに限る。）の</u>人件費とする。ただし、当該経費について、<u>法第27条第1項の施設型給付費又は法第29条第1項の地域型保育給付費の給付を受ける場合は、対象としない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 保育士等 保育士若しくは<u>幼稚園教諭</u>の資格を有する者又は<u>調理員として従事する者</u>をいう。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、<u>次に掲げる個別の支援の必要がある児童の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、当該児童の保育対応のために配置する保育士等又は看護師等が法第27条第1項の施設型給付費又は法第29条第1項の地域型保育給付費の算定の基礎となる人員に算入されている場合は、当該保育士等又は看護師等の人件費は、補助対象経費としない。</u></p>

(補助金の額)

第5 補助金の額は、次に掲げる補助対象経費の区分に応じ当該各号に定める額の合算額とする。

- (1) 障がい児又は食物アレルギー児の保育対応のために配置をする保育士等又は看護師等の人件費 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額。ただし、特定教育・保育施設等の確認を受けた幼稚園及び認定こども園にあつては、当該額から岩手県私立学校振興費補助金交付要綱（昭和37年岩手県告示第482号）に基づき交付を受ける特別支援教育費を差し引いた額。

ア・イ [略]

- (2) 医療的ケア児の保育対応のために配置をする看護師等の人件費 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額。

ア 人件費相当額

イ [略]

2 [略]

- (1) 障がい児又は食物アレルギー児 当該児童の保育対応のために配置をする保育士等又は看護師等（市長が必要と認めたものに限る。）の人件費

- (2) 医療的ケア児 当該児童の保育対応のために配置をする看護師等（市長が必要と認めたものに限る。）の人件費及び医療的ケア児を受け入れるために必要なものとして市長が認める経費

(補助金の額)

第5 補助金の額は、次に掲げる補助対象経費の区分に応じ当該各号に定める額の合算額とする。

- (1) 第4第1号に定める経費 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額。ただし、特定教育・保育施設等の確認を受けた幼稚園及び認定こども園にあつては、当該額から岩手県私立学校振興費補助金交付要綱（昭和37年岩手県告示第482号）に基づき交付を受ける特別支援教育費を差し引いた額。

ア・イ [略]

- (2) 第4第2号に定める経費 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額。

ア 実際に要した経費の全額

イ [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。